

新	旧
<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>(略)</p> <p>2 構造改革特別区域の名称 隠れた米・梅の名産地 高知市 <u>濁酒・果実酒・リキュール</u>特区</p> <p>(略)</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>元来、酒文化が根付いていることを全国に広く知られている高知としては、シンボルである鏡川の水を使った酒造りは悲願であり、全国的に知名度の高い坂本龍馬も幼少時代に泳いだ鏡川の水で造った<u>濁酒、果実酒やリキュール</u>というのは魅力的である。</p> <p>当該特別区域には、現存する豊かな自然利用した全国的に人気のある宿泊場所もあり、そこで地域の農産物と合わせた<u>濁酒、果実酒やリキュール</u>メニューの提供や新たな土産物の開発などを行い、バンガローや農家民宿では、<u>濁酒、果実酒やリキュール</u>を囲んだ「いろり」団欒やわさびや山菜料理などの「もてなし」を提供し、ともすれば心身ともに疲れがちな都市部の人に安らぎと癒しを与え、滞在型観光を充実させる。他にも、豊かな梅林を活かした「梅祭り」、夏の風物詩である「ホタル祭り」、綺麗な川の流れによるソーメン流し等の地域興しを目的としたイベントに、県の無形文化財にも指定されている太刀踊りや「早飯食い」と名付けられているユ</p>	<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>(略)</p> <p>2 構造改革特別区域の名称 隠れた米・梅の名産地 高知市 <u>濁酒・リキュール</u>特区</p> <p>(略)</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>元来、酒文化が根付いていることを全国に広く知られている高知としては、シンボルである鏡川の水を使った酒造りは悲願であり、全国的に知名度の高い坂本龍馬も幼少時代に泳いだ鏡川の水で造った<u>濁酒やリキュール</u>というのは魅力的である。</p> <p>当該特別区域には、現存する豊かな自然利用した全国的に人気のある宿泊場所もあり、そこで地域の農産物と合わせた<u>濁酒やリキュール</u>メニューの提供や新たな土産物の開発などを行い、バンガローや農家民宿では、<u>濁酒やリキュール</u>を囲んだ「いろり」団欒やわさびや山菜料理などの「もてなし」を提供し、ともすれば心身ともに疲れがちな都市部の人に安らぎと癒しを与え、滞在型観光を充実させる。他にも、豊かな梅林を活かした「梅祭り」、夏の風物詩である「ホタル祭り」、綺麗な川の流れによるソーメン流し等の地域興しを目的としたイベントに、県の無形文化財にも指定されている太刀踊りや「早飯食い」と名付けられているユニークな村祭りも盛</p>

ニークな村祭りも盛んであり、これらの伝統文化と地域イベントのタイアップにより都市部との交流の活性化を図る。また、都市部に近接している利点を活かし、日本の原風景を味わうグリーンツーリズム、休耕田を利用したふれあい農園（貸し農園）、水のブランド化、環境農業の推進など地域を活かした体験型観光や農業を展開し、中山間地域の地域再生、地域振興につなげる。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 中山間地域の付加価値の向上

環境農業や市民農園、棚田の観光化等や昨今の安全な食を求めるブームを利用し、地元農産物を消費者の見える位置で生産し、直販所や露地市で販売するほか、地元農産物を利用した濁酒、果実酒やリキュールを農家食堂や農家民宿の食事等で提供することにより、観光産業として一体化させ農業衰退に歯止めをかける。

また、都市部から1時間圏内の場所で豊かな自然を享受できる立地条件を活かし、人と自然が調和するIターン、Uターンによる定住の促進、ふらりと訪れて失われつつある団欒や癒しを感じることできる場所を目指す。

(略)

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 中山間振興の推進

自然景勝地という資源や清流鏡川から醸造される濁酒、果実酒やリキュールと

んであり、これらの伝統文化と地域イベントのタイアップにより都市部との交流の活性化を図る。また、都市部に近接している利点を活かし、日本の原風景を味わうグリーンツーリズム、休耕田を利用したふれあい農園（貸し農園）、水のブランド化、環境農業の推進など地域を活かした体験型観光や農業を展開し、中山間地域の地域再生、地域振興につなげる。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 中山間地域の付加価値の向上

環境農業や市民農園、棚田の観光化等や昨今の安全な食を求めるブームを利用し、地元農産物を消費者の見える位置で生産し、直販所や露地市で販売するほか、地元農産物を利用した濁酒やリキュールを農家食堂や農家民宿の食事等で提供することにより、観光産業として一体化させ農業衰退に歯止めをかける。

また、都市部から1時間圏内の場所で豊かな自然を享受できる立地条件を活かし、人と自然が調和するIターン、Uターンによる定住の促進、ふらりと訪れて失われつつある団欒や癒しを感じることできる場所を目指す。

(略)

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 中山間振興の推進

自然景勝地という資源や清流鏡川から醸造される濁酒やリキュールと

ールとアユ等の食材を有効に活用し、地産地消型産業の推進を図り、中山間振興策を推進する。

高齢化、過疎化の一途を辿っている地区であり農林業の不振や高齢化、過疎化で中山間地域は疲弊し、地域は崩壊の危機に瀕している状況に歯止めをかける。

項目	平成21年度 (実績)	平成23年度	平成27年度	平成32年度
人口減	△237 人	△300 人	△300 人	△300 人

(2) 観光産業の支援

この地域は、標高 1,177 メートルの工石山を抱え、上流域にはアユやアメゴ、またサンショウウオ、カジカカエル、石楠花、ヒメシヤラ、ツガ、モミジ、カエデ、桜などの植物、キビタキ、オオルリ、シュウビン、キジ、ツグミ、セグロセキレイ、鴨等の鳥類や、鏡川 20 景と賞される滝等景勝地や温泉もある自然豊かな流域である。濁酒、果実酒やリキュール製造による地域の見直しとともにこの自然を活かし、清流観察サイクリングコースや清流駅伝、森林の醸し出すヒトンヒチッドによる癒し効果を期待するグリーンツーリズムなど体験型観光や濁酒、果実酒やリキュールとの組み合わせによる新たなイベントに取り掛かる。

項目	平成21年度 (実績)	平成23年度	平成25年度	平成27年度

アユ等の食材を有効に活用し、地産地消型産業の推進を図り、中山間振興策を推進する。

高齢化、過疎化の一途を辿っている地区であり農林業の不振や高齢化、過疎化で中山間地域は疲弊し、地域は崩壊の危機に瀕している状況に歯止めをかける。

項目	平成20年度 (実績)	平成22年度	平成26年度	平成31年度
人口減	△179 人	△250 人	△250 人	△250 人

(2) 観光産業の支援

この地域は、標高 1,177 メートルの工石山を抱え、上流域にはアユやアメゴ、またサンショウウオ、カジカカエル、石楠花、ヒメシヤラ、ツガ、モミジ、カエデ、桜などの植物、キビタキ、オオルリ、シュウビン、キジ、ツグミ、セグロセキレイ、鴨等の鳥類や、鏡川 20 景と賞される滝等景勝地や温泉もある自然豊かな流域である。濁酒やリキュール製造による地域の見直しとともにこの自然を活かし、清流観察サイクリングコースや清流駅伝、森林の醸し出すヒトンヒチッドによる癒し効果を期待するグリーンツーリズムなど体験型観光や濁酒やリキュールとの組み合わせによる新たなイベントに取り掛かる。

項目	平成20年度 (実績)	平成22年度	平成24年度	平成26年度

中山間地域イベントへの来場数	<u>3,141 人</u>	<u>3,500 人</u>	<u>4,000 人</u>	<u>5,000 人</u>
----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

(3) 農山村・都市交流の促進

自然景勝地という資源や清流鏡川から醸造される濁酒、果実酒やリキュールの製造生産の産業化を実現し、アユ等の食材の有効活用をおこない地産地消型産業の推進を図り、中山間振興策を推進する。

項目	平成21年度 (実績)	平成23年度	平成25年度	平成27年度
濁酒 生産量	<u>2,816リッ トル</u>	<u>3,000 リッ トル</u>	<u>4,000 リッ トル</u>	<u>5,000 リッ トル</u>
製造者数	<u>2者</u>	<u>2者</u>	<u>5者</u>	<u>5者</u>
リキュール 生産量	<u>二</u>	<u>1キロリッ トル</u>	<u>1キロリッ トル</u>	<u>2キロリッ トル</u>
製造者数	<u>二</u>	<u>1者</u>	<u>1者</u>	<u>2者</u>
果実酒 生産量	<u>二</u>	<u>2キロリッ トル</u>	<u>4キロリッ トル</u>	<u>6キロリッ トル</u>
製造者数	<u>二</u>	<u>1者</u>	<u>1者</u>	<u>2者</u>

(略)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共

中山間地域イベントへの来場数	<u>700 人</u>	<u>1,000 人</u>	<u>1,000 人</u>	<u>2,000 人</u>
----------------	--------------	----------------	----------------	----------------

(3) 農山村・都市交流の促進

自然景勝地という資源や清流鏡川から醸造される濁酒やリキュールの製造生産の産業化を実現し、アユ等の食材の有効活用をおこない地産地消型産業の推進を図り、中山間振興策を推進する。

項目	平成20年度 (実績)	平成22年度	平成24年度	平成26年度
濁酒 生産量	<u>700 リット ル</u>	<u>1,500 リッ トル</u>	<u>2,000 リッ トル</u>	<u>3,000 リッ トル</u>
製造者数	<u>2者</u>	<u>2者</u>	<u>3者</u>	<u>5者</u>
リキュール 生産量	<u>二</u>	<u>1キロリッ トル</u>	<u>1キロリッ トル</u>	<u>2キロリッ トル</u>
製造者数	<u>二</u>	<u>1者</u>	<u>1者</u>	<u>2者</u>

(略)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共

団体が必要と認める事項

(1) 特区内で開催されるイベントとのタイアップ

(略)

⑤ 収穫感謝祭

平成 22 年より開催されている針木地区の特産品である梨のもぎとり体験などを行うイベントにおいて、加工品や果実酒・リキュールの販売会や試飲会を行うことにより、市内外からの集客及び梨の産地としてのPRが可能となる。

(略)

団体が必要と認める事項

(1) 特区内で開催されるイベントとのタイアップ

(略)

(別紙)

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

自己の酒類の製造場において、地域の特産物である梅、柚子、柿、梨、ヤマモモを用いて果実酒、リキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用開始日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に該当する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

高知市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に該当する者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に該当する者が、地域の特産物を原料とした果実酒、リキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒、リキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する地域の特産物である梅、柚子、柿、梨、ヤマモモを原料とした果実酒、

(別紙)

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

自己の酒類の製造場において、地域の特産物である梅、柚子、柿、梨、ヤマモモを用いてリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用開始日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に該当する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

高知市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に該当する者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に該当する者が、地域の特産物を原料としたリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るためにリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する地域の特産物である梅、柚子、柿、梨、ヤマモモを原料としたリキュ

リキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が果実酒においては2キロリットル、リキュールにおいては1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

果実酒、リキュール製造の取り組みは、農家収入の一翼を担い、地域振興を促し、併せて果実酒、リキュール飲用ということで地域交流や観光資源ともなり、地域再生の起爆剤としても期待の大なるものがある。

清流鏡川のイメージアップともなり、地域活性化にも繋がるものであり、当該特例措置の適用が必要であると考ええる。

なお、当該特定事業により、酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。

また、定期的に市では無免許製造の防止等、その他の酒税法上の規定に違反等しないよう広報誌、広報番組にて指導、監督を行っていく。

ールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

リキュール製造の取り組みは、農家収入の一翼を担い、地域振興を促し、併せてリキュール飲用ということで地域交流や観光資源ともなり、地域再生の起爆剤としても期待の大なるものがある。

清流鏡川のイメージアップともなり、地域活性化にも繋がるものであり、当該特例措置の適用が必要であると考ええる。

なお、当該特定事業により、酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。

また、定期的に市では無免許製造の防止等、その他の酒税法上の規定に違反等しないよう広報誌、広報番組にて指導、監督を行っていく。